証券コード2388
平成27年12月8日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町一丁目９番４号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役社長兼CEO　此　下　竜　矢

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成27年12月22日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月24日（木曜日）午後１時

２．場　　所　東京都中央区東日本橋三丁目10番４号
東実健保会館　６階大ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第14期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案　取締役に対するストック・オプション付与の件
第７号議案　従業員に対するストック・オプション付与の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.wedge-hd.com）において周知させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、増収増益となりました。売上高は86億85百万円（前年同期比44.9％増）、営業利益は16億31百万円（同424.3％増）、経常利益は19億13百万円（同390.7％増）、当期純利益は８億41百万円（同943.6％増）となりました。

これは、主にタイ王国ならびにカンボジア王国、ラオス人民民主共和国でのファイナンス事業の拡大と、利益率の上昇によってもたらされました。

当連結会計年度における当社の関係するタイ王国、カンボジア王国をはじめとするCLMV諸国、日本などのマクロ経済につきましては、以下のような状況でありました。タイ王国は横ばいであり、一方、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国をはじめとするCLMV諸国は旺盛な国内需要を受けて極めて好調でありました。日本は改善の兆しが見られるものの一進一退でした。当社としては今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指していくものです。

以上のように、当社グループの掲げる中期経営計画「アクセルプラン2015　ギア２「加速」」に定めた方針に基づき、事業展開を加速しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（ファイナンス事業）

同事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。ここ数年にわたって行ってまいりました事業拡大のための投資活動が成果を着実にあげており、現在においても中長期的な成長に向けての投資を継続しつつも利益が拡大したものです。

タイ王国、カンボジア王国並びに平成27年５月に開始したラオス人民民主共和国での営業活動の結果として営業貸付金が過去最大となり、これに伴い売上高は過去最高額を計上しました。特にラオス人民民主共和国においては創業以来４ヶ月ですが急速に営業エリアを拡大しており、一気にオートバイファイナンス新規契約台数で市場トップに躍り出たと推測され、営業貸付金が拡大しております。これらにより大幅な利益増を実現しました。

当事業は、タイ証券取引所一部に上場する連結子会社のGroup Lease PCL.が営むオートバイファイナンスを中心とし、審査や回収のノウハウに独自性を持ち、ASEAN全域への展開を目指しております。アセアン全域で積極的な事業活動を展開

するための投資的施策を実行してまいりました。現在、同事業では拡大すべき分野・地域と高度化により利益率を高める分野・地域が明確になっており、①タイ王国とカンボジア王国における新規商材の投入と営業範囲拡大、②タイ王国内での審査厳格化方針の継続、③ラオス人民民主共和国における事業拡大（５月ラオス中央銀行より免許取得済）などが主な施策です。この結果、①タイ王国及びカンボジア王国での新規商材貸付が増加し、②タイ王国内の利益率の正常化が進み、③ラオス人民民主共和国における貸付が増加しております。このため、上記売上並びに利益の拡大傾向が継続すると考えております。

今後とも事業成長のため中長期的視点から投資を行うとともに、既存事業の収益向上に努めてまいります。

この結果、当連結会計年度における現地通貨建ての業績は、売上高は22億89百万バーツ（前年同期比35.0％増）、営業利益は５億24百万バーツ（同210.6％増）となりました。

又、連結業績に関しては円安が大きな影響を与え、円建ての業績では、売上高は81億72百万円（前年同期比52.1％増）、セグメント利益（営業利益）は18億45百万円（同262.8％増）となりました。

（コンテンツ事業）

同事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。これは当連結会計年度がコンテンツの端境期の底となったこと、今後の受注となるコンテンツの営業的仕込み期間となったこと、中長期的な成長に向けての投資的活動期間になったこと、第４四半期に予想しておりました比較的大型の案件が平成28年９月期にずれ込んだこと等によるものです。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽及び関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当連結会計年度は当社の扱うコンテンツの端境期、次の事業拡大への企画開発営業を進める時期でした。すでに発表いたしましたように株式会社バンダイ様から「ＩＣカードダス　ドラゴンボール」のカードゲームを受注し、第４四半期に売上高計上が開始いたしました。しかしながら、若干のスケジュールの遅れから平成28年９月期に主に計上されることになり、当連結会計年度の予想を下ぶれさせております。その他の新規・既存コンテンツ等の仕込みは平成28年９月期第１四半期に収益貢献が本格化をすることになり、当連結会計年度の当社グループの予想下ぶれ要因となっております。

これらの諸活動の結果、当連結会計年度における業績は、売上高５億13百万円（前年同期比17.4％減）、セグメント利益（営業利益）は82百万円（同44.9％減）となりました。

(2) 財政状態に関する分析

① 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて87億22百万円増加し、363億73百万円となりました。

流動資産は59億27百万円増加し、294億76百万円となりました。主な内訳はファイナンス事業における契約残高増加に伴う営業貸付金の減少11億８百万円、短期貸付金の増加40億67百万円、現金及び預金の増加22億41百万円であります。

固定資産は27億94百万円増加し、68億97百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の増加50百万円、無形固定資産の増加２億99百万円、投資その他の資産の増加24億44百万円であります。

流動負債は１億97百万円減少し、112億26百万円となりました。主な内訳は短期借入金の減少31億17百万円、関係会社短期借入金の増加27億55百万円であります。

固定負債は20億72百万円増加し、72億２百万円となりました。主な内訳は転換社債の増加32億37百万円、長期借入金の減少11億61百万円であります。

純資産は68億47百万円増加し、179億45百万円となりました。主な内訳は当期純利益の計上による利益剰余金の増加８億41百万円、為替換算調整勘定の増加３億61百万円、少数株主持分の増加56億40百万円等であります。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、連結子会社であるGroup Lease PCL.がKasikorn Bank PCL.及びBangkok Bank PCL.の貸出コミットメント並びに転換社債の発行により機動的に資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社の Group Lease PCL. 及びGroup Lease Holdings PTE. LTD. が株式を保有しております GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. が、当連結会計年度においてラオス中央銀行からファイナンスリース免許を取得し事業を開始することとなったため、連結の範囲に含めております。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第11期 (平成24年９月期)	第12期 (平成25年９月期)	第13期 (平成26年９月期)	第14期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売　　上　　高(千円)	3,319,524	4,875,275	5,995,570	8,685,301
経　常　利　益(千円)	894,137	857,917	389,851	1,913,058
当　期　純　利　益(千円)	172,274	490,908	80,673	841,897
１株当たり当期純利益（円）	638.31	1,814.84	2.96	30.90
総　　資　　産(千円)	10,456,797	19,195,780	27,651,412	36,373,652
純　　資　　産(千円)	6,503,246	9,737,202	11,098,296	17,945,410
１株当たり純資産額（円）	16,461.46	20,786.01	219.69	263.84

（注）　当社は、平成26年４月１日付で、普通株式１株につき100株の割合をもって分割する株式分割を行っております。第13期の期首に分割が行われたと仮定して、第13期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

会　社　名	資　本　金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
昭和ホールディングス株式会社	4,110,288千円	53.06%	グループ会社の統括および経営指導

②　親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Group Lease PCL.	641,155千ＴＨＢ	37.15% (37.15%)	ファイナンス事業
GL Finance PLC.	200千ＵＳＤ	37.15% (37.15%)	ファイナンス事業
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	58,693千ＳＧＤ	100.0%	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	19,204千ＳＧＤ	100.0% (100.0%)	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理

（注）　当社の議決権比率の（　）内は、間接所有割合であります。

(5) 対処すべき課題

・東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、平成21年９月期において、タイ王国タイ証券取引所に上場しファイナンス事業を営むGroup Lease PCL.を連結子会社とし、平成23年９月期においてはタイ王国ピピ島のリゾートを保有・運営するP.P.Coral Resort Co.,Ltd.及びEngine Property Management Asia Co.,Ltd.を持分法適用関連会社とし、急速に海外事業の割合を高めてまいりました。平成24年９月期においてはGroup Lease PCL.がカンボジア王国でファイナンス事業を営むGL Finance PLC.を子会社化し、平成26年９月期においてはタイ国内でバイクリース事業を営むThanaban Co.,Ltd.を買収し連結子会社し、平成27年９月期にはラオス人民民主共和国にGL Leasing（Lao）Co.,Ltd.が進出する等、中期経営計画「アクセルプラン2015　ギア２「加速」」に基づいて、さらにこの動きを加速しております。東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント（平成27年９月30日現在）

事業名称	事業内容
ファイナンス事業	オートバイローンの引受、農機具ローンの引受
コンテンツ事業	①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務 ②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用権、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、賃貸借）及び販売（譲渡）に関する業務

(7) 企業集団の主要拠点等（平成27年９月30日現在）

当社	本社：東京都中央区
Group Lease PCL.	本社：タイ王国　バンコク市
Thanaban Co.,Ltd.	本社：タイ王国　バンコク市
GL Finance PLC.	本社：カンボジア王国　プノンペン
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.	本社：ラオス人民民主共和国
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	本社：シンガポール共和国
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	本社：シンガポール共和国

(8) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,163名	89名増

（注）　使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	2名増	34.2歳	6.5年

（注）　使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借　入　先	金　　額
Bangkok Bank PCL.	5,916,603千円
転換社債（J Trust Asia Pte. Ltd.）	3,237,300千円
昭和ホールディングス株式会社	2,755,000千円
Kasikorn Bank PCL.	2,305,710千円
社債（Kasikorn Bank PCL.）	1,624,605千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備について）

財務報告に係る内部統制に関しまして、決算・財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備がありました。

これは適切な経理業務に必要な専門知識を有した人材の補充が十分ではなかったために、決算業務に関して多額の監査修正が発生したものであります。

当社としては、組織体制の見直しを図り、今後も内部統制のより一層の改善に努め、内部統制の有効性を確保してまいる所存です。

なお、計算書類等については、必要な修正を行っております。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　100,842,000株
② 発行済株式の総数　27,356,600株
③ 株主数　5,977名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
昭和ホールディングス株式会社	14,493,700株	53.06%
明日香野ホールディングス株式会社	1,359,000株	4.97%
日本証券金融株式会社	300,200株	1.10%
江平文茂	220,000株	0.81%
伊藤幸士	152,400株	0.56%
株式会社ホリプロ	140,200株	0.51%
マネックス証券株式会社	118,300株	0.43%
清水省三	110,500株	0.40%
田畑真由美	110,200株	0.40%
山中則幸	103,400株	0.38%

（注１） 持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
（注２） 持株比率は、自己株式（39,400株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

第７回新株予約権

発行決議日	平成25年２月４日
新株予約権の数	700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　70,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個あたり15,300円 （１株あたり153円）
権利行使期間	平成26年３月１日から 平成33年２月28日まで
行使の条件	（注）

（注）新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において当社の取締役及び監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由がある場合はその限りではない。その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

第８回新株予約権

発行決議日	平成25年２月４日
新株予約権の数	370個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　37,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個あたり15,300円 （１株あたり153円）
権利行使期間	平成26年３月１日から 平成33年２月28日まで
行使の条件	（注）

（注）新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はその限りではない。その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

役員及び使用人の保有状況	区分	新株予約権の数		目的となる株式数		保有者数	
		第７回新株予約権	第８回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権
	取締役	300個	170個	30,000株	17,000株	２人	２人（注）
	監査役	200個	－	20,000株	－	２人	－
	使用人	－	100個	－	10,000株	－	1人

（注）当社の使用人兼務役員であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	此下竜矢	昭和ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役 最高経営責任者 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL.取締役
取締役	田代宗雄	Engine Holdings Asia PTE.LTD.取締役 Group Lease PCL.取締役 GL Finance PLC.取締役 Group Lease Holdings PTE.LTD.取締役 Thanaban Co.,Ltd..取締役
取締役	大川直人	コンテンツ事業担当
取締役	重田衞	昭和ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役社長
取締役	庄司友彦	昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当
取締役	佐田元陵	スピニング事業部長 株式会社Pepto One Nutrition代表取締役
取締役	菅原達之	ユニコン事業部ゼネラルマネージャー
取締役	畑中稔	カードゲーム事業部長
常勤監査役	菊地克昌	株式会社ルーセント監査役
監査役	近藤健太	弁護士
監査役	浜田幸一	昭和ゴム株式会社監査役

（注１） 監査役菊地克昌氏、近藤健太氏及び浜田幸一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（注２） 監査役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐 藤 一 石	平成26年12月25日	任期満了	監査役 昭和ゴム株式会社監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支 給 人 員	支　払　額
取　締　役 （うち社外取締役分）	8名 (0名)	8,840千円 (0千円)
監　査　役 （うち社外監査役分）	4名 (4名)	4,200千円 (4,200千円)
合　計	12名	13,040千円

（注１） 平成27年９月30日現在の人員は、取締役８名、監査役３名であります。
（注２） 取締役の報酬限度額は、平成13年11月１日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
（注３） 監査役の報酬限度額は、平成13年11月１日開催の臨時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役菊地克昌氏は株式会社ルーセントの監査役であります。同社は当社の兄弟会社にあたります。

・監査役浜田幸一氏は昭和ゴム株式会社の監査役であります。同社は当社の兄弟会社にあたります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
監査役　菊地克昌	当該事業年度において開催された取締役会21回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識を元に、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　近藤健太	当該事業年度において開催された取締役会21回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　浜田幸一	社外監査役就任後において開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識を元に、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(4) 会計監査人の状況

①　会計監査人の名称　　監査法人元和

②　当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

④　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

第14期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、適宜幹部社員を対象とした教育を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第14期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。

役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を見直し再策定する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

各事業部門（子会社含む）は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度予算等を策定し、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。

事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役会の他、重要会議への監査役の出席、業務の状況を担当部門より監査役へ定期的に報告する。

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成27年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**29,476,364**	**流動負債**	**11,226,133**
現金及び預金	3,740,915	支払手形及び買掛金	79,292
受取手形及び売掛金	86,754	１年内償還予定の社債	37,000
営業貸付金	21,128,938	短期借入金	1,235,711
商品及び製品	1,902	関係会社短期借入金	2,755,000
仕掛品	23,012	１年内返済予定の長期借入金	6,396,992
原材料及び貯蔵品	133,463	未払法人税等	12,576
短期貸付金	4,254,728	賞与引当金	174,865
繰延税金資産	256,519	返品調整引当金	1,715
その他	1,192,408	その他	532,979
貸倒引当金	△1,342,280	**固定負債**	**7,202,108**
		社債	1,682,605
固定資産	**6,897,288**	転換社債	3,237,300
有形固定資産	**376,328**	長期借入金	2,218,848
建物及び構築物	96,071	繰延税金負債	28,296
車両運搬具	29,865	退職給付に係る負債	27,857
工具、器具及び備品	107,615	その他	7,200
土地	118,742	**負債合計**	**18,428,242**
建設仮勘定	24,034	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,471,647**	**株主資本**	**6,205,430**
のれん	1,120,921	**資本金**	**1,968,097**
その他	350,726	**資本剰余金**	**3,149,818**
投資その他の資産	**5,049,311**	**利益剰余金**	**1,128,475**
関係会社株式	2,061,396	**自己株式**	**△40,961**
長期貸付金	2,551,748		
破産更生債権等	26,109	**その他の包括利益累計額**	**1,001,965**
繰延税金資産	7,635	**為替換算調整勘定**	**1,001,965**
外国株式購入預託金	24,218	**新株予約権**	**10,258**
その他	410,313	**少数株主持分**	**10,727,757**
貸倒引当金	△32,110	**純資産合計**	**17,945,410**
資産合計	**36,373,652**	**負債及び純資産合計**	**36,373,652**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,685,301**
売上原価		**1,856,631**
売上総利益		**6,828,670**
販売費及び一般管理費		**5,197,130**
営業利益		**1,631,540**
営業外収益		
受取利息	270,402	
持分法による投資利益	95,660	
為替差益	48,253	
その他	5,450	419,766
営業外費用		
支払利息	11,724	
社債利息	100,136	
社債発行費	20,223	
租税公課	3,918	
その他	2,244	138,248
経常利益		**1,913,058**
特別利益		
新株予約権売却益	67,600	
持分変動利益	312,420	380,020
税金等調整前当期純利益		**2,293,079**
法人税、住民税及び事業税	212,514	
法人税等調整額	167,147	379,662
少数株主損益調整前当期純利益		**1,913,417**
少数株主利益		1,071,520
当期純利益		**841,897**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年10月１日　残高	1,956,525	3,138,245	286,577	△40,961	5,340,387
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11,572	11,572			23,144
当期純利益			841,897		841,897
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	11,572	11,572	841,897	―	865,042
平成27年９月30日　残高	1,968,097	3,149,818	1,128,475	△40,961	6,205,430

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成26年10月１日　残高	640,602	640,602	30,206	5,087,100	11,098,296
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					23,144
当期純利益					841,897
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	361,362	361,362	△19,947	5,640,656	5,982,071
連結会計年度中の変動額合計	361,362	361,362	△19,947	5,640,656	6,847,114
平成27年９月30日　残高	1,001,965	1,001,965	10,258	10,727,757	17,945,410

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　８社

・連結子会社の名称　Engine Holdings Asia PTE.LTD.
Engine Property Management Asia PTE.LTD.
Group Lease PCL.
Thanaban Co.,Ltd.
Group Lease Holdings PTE.LTD.
GL Finance PLC.
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.
株式会社Pepto One Nutrition

上記のうち、GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.は当連結会計年度においてラオス中央銀行からファイナンスリース免許を取得し事業を開始することとなったため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.
Wakudoki Co.,Ltd.

・連結の範囲から除いた理由　合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の状況

・持分法適用関連会社の数　２社

・持分法適用関連会社の名称　Engine Property Management Asia Co.,Ltd.
P.P.Coral Resort Co.,Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・当該会社等の名称　Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.
Sanwa Asia Links Co.,Ltd.
Wakudoki Co.,Ltd.

・持分法を適用しない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	12月31日
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	12月31日
Group Lease PCL.	12月31日
Thanaban Co.,Ltd.	12月31日
Group Lease Holdings PTE.LTD.	12月31日
GL Finance PLC.	12月31日
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.	12月31日
株式会社Pepto One Nutrition	６月30日

(注) これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品及び製品　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産除く）　　当社及び国内連結子会社　定率法
在外連結子会社　定額法
耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　６年～20年
車両運搬具　２年～５年
工具、器具及び備品　３年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産除く）　　定額法

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	在外連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
ハ．返品調整引当金	音楽出版物（主としてＣＤ）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は退職給付制度を利用しており、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は発生した連結会計年度において費用処理しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ

ヘッジ対象　　借入金利息

ハ.ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ.ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比較により有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

⑨　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

従来、「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」（前連結会計年度187,329千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度末より「短期貸付金」（当連結会計年度4,254,728千円）として表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　471,529千円

(2) 担保提供資産及び担保付き債務

以下につきましては、連結子会社のGroup Lease PCL.に関するものであります。

担保に供している資産

営業貸付金及び破産更生債権等	18,322,145千円
土地	70,594千円
建物及び構築物	35千円
計	18,392,775千円

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	6,248,517千円
長期借入金	1,973,796千円
計	8,222,313千円

以下につきましては、持分法適用関連会社の金融機関からの借入金39,700千円に対して、連結子会社のEngine Property Management Asia PTE.LTD.が担保を差し入れているものであります。

担保に供している資産

関係会社株式	712,256千円
計	712,256千円

(3) 保証債務

持分法適用関連会社の金融機関とのコミットメントライン契約に対し、連結子会社のEngine Property Management Asia PTE.LTD.が債務保証を行っております。

P.P.Coral Resort Co.,Ltd.	825,000千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	27,263,600	93,000	―	27,356,600

(注) 普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	39,400	―	―	39,400

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年４月19日取締役会決議分	平成18年４月28日取締役会決議分	平成25年２月４日取締役会決議分	平成25年２月４日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	2,000株	70,000株	37,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債の発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式及び長期貸付金は、出資先の業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金に係る銀行借入金であります。又、長期借入金及び社債並びに転換社債は、主に投資並びに営業貸付に係る資金調達を目的としております。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式及び長期貸付金については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得て行い、管理については、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,740,915	3,740,915	―
(2) 受取手形及び売掛金	86,754	86,754	―
(3) 営業貸付金	21,128,938	21,128,938	―
(4) 短期貸付金	4,254,728	4,254,728	―
(5) 長期貸付金	2,551,748	2,551,748	―
資産計	31,763,085	31,763,085	―
(1) 支払手形及び買掛金	79,292	79,292	―
(2) １年内償還予定の社債及び社債	1,719,605	1,729,596	9,990
(3) 転換社債	3,237,300	3,187,248	△50,051
(4) 短期借入金及び関係会社短期借入金	3,990,711	3,990,711	―
(5) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	8,615,840	8,622,433	6,593
負債計	17,642,750	17,609,282	△33,467
デリバティブ取引	―	―	―

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、(4)短期貸付金、(5)長期貸付金

これらは、元利金の合計額を同様の新規貸付けを実行した場合に想定される実質金利により算定した割引現在価値とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(4) 短期借入金及び関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内償還予定の社債及び社債、(3)転換社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式　（※）	2,061,396

（※）関係会社株式については、非上場株式であるため、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	3,740,915	―	―	―
受取手形及び売掛金	86,754	―	―	―
営業貸付金	10,227,465	10,901,473	―	―
長期貸付金	―	2,466,964	84,784	―
合計	14,055,135	13,368,437	84,784	―

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　263円84銭

（2）１株当たり当期純利益　30円90銭

7．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資）

当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、昭和ホールディングス株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

１．発行新株式数	普通株式　7,768,000株
２．発行価額	１株につき金495円
３．払込金額の総額	3,845,160千円（全額現物出資の払込方法によるものであります。）
４．増加する資本金の額	1,922,580千円
５．払込期日	平成27年12月３日
６．割当先及び割当株式数	昭和ホールディングス株式会社　7,768,000株
７．現物出資財産の内容	昭和ホールディングス株式会社が当社に対して有する金銭債権　3,845,160千円 なお、上記のうち、1,090,517千円については、当社が平成27年11月13日に実行した借入によるものであります。
８．資金使途	ファイナンス事業への出資（新株予約権の行使費用）

８．その他の注記

（企業結合関係）

１．取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

前連結会計年度において行われたThanaban Co.,Ltd.の企業結合に関して、取得原価の配分についてはその時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において取得原価の配分が確定しております。

当連結会計年度における取得原価の配分の見直しによるのれんの修正額は、次のとおりであります。

修正項目	のれんの修正額
のれん（修正前）	140,446千円
無形固定資産からの振替	103,842千円
繰延税金負債からの振替	△20,768千円
修正金額合計	83,074千円
のれん（修正後）	223,520千円

２．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

223,520千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年にわたる均等償却

貸 借 対 照 表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,986,557**	**流動負債**	**2,897,990**
現金及び預金	82,715	買掛金	26,788
受取手形及び売掛金	71,620	１年内償還予定の社債	37,000
商品及び製品	760	短期借入金	15,000
仕掛品	23,012	関係会社短期借入金	2,755,000
関係会社短期貸付金	2,773,858	１年内返済予定の長期借入金	28,456
その他	34,590	未払金	16,036
		未払法人税等	1,391
		返品調整引当金	1,715
		その他	16,602
		固定負債	**83,016**
		社債	58,000
固定資産	**4,007,414**	長期借入金	25,016
有形固定資産	**8,474**	**負債合計**	**2,981,006**
建物及び構築物	7,270	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	1,204	**株主資本**	**4,002,707**
無形固定資産	**2,558**	**資本金**	**1,968,097**
ソフトウェア	1,883	**資本剰余金**	**1,690,697**
その他	674	資本準備金	1,490,801
投資その他の資産	**3,996,381**	その他資本剰余金	199,896
関係会社株式	3,832,222	**利益剰余金**	**396,313**
関係会社長期貸付金	168,797	その他利益剰余金	396,313
破産更生債権等	4,906	繰越利益剰余金	396,313
敷金及び保証金	27,567	**自己株式**	**△52,401**
その他	6,010	**新株予約権**	**10,258**
貸倒引当金	△43,122	**純資産合計**	**4,012,965**
資産合計	**6,993,971**	**負債及び純資産合計**	**6,993,971**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**513,098**
売上原価		411,854
売上総利益		**101,243**
販売費及び一般管理費		169,990
営業損失		**68,747**
営業外収益		
受取利息	12,360	
為替差益	15,729	
その他	1,336	29,426
営業外費用		
支払利息	10,969	
社債利息	647	
貸倒引当金繰入額	1,197	
その他	1,608	14,423
経常損失		**53,744**
税引前当期純損失		**53,744**
法人税、住民税及び事業税		2,354
当期純損失		**56,099**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年10月１日　残高	1,956,525	1,479,228	199,896	1,679,124	452,412	452,412
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	11,572	11,572		11,572		
当期純損失					△56,099	△56,099
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	11,572	11,572	―	11,572	△56,099	△56,099
平成27年９月30日　残高	1,968,097	1,490,801	199,896	1,690,697	396,313	396,313

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成26年10月１日　残高	△52,401	4,035,661	19,174	4,054,835
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		23,144		23,144
当期純損失		△56,099		△56,099
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△8,915	△8,915
事業年度中の変動額合計	―	△32,954	△8,915	△41,870
平成27年９月30日　残高	△52,401	4,002,707	10,258	4,012,965

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法
耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　６年～15年
工具、器具及び備品　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金　　音楽出版物（主としてＣＤ）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　19,932千円

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,790,875千円
長期金銭債権	168,797千円
短期金銭債務	2,767,823千円

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	5,506千円
短期金銭債務	2,358千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	33,600千円
営業取引以外の取引による取引高	21,427千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	39,400	―	―	39,400
合　　計	39,400	―	―	39,400

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	4,179千円
貸倒引当金超過額	13,606千円
減価償却超過額	605千円
返品調整引当金	554千円
関係会社株式評価損	16,673千円
繰越欠損金	83,725千円
その他	239千円
繰延税金資産小計	119,583千円
評価性引当額	△119,583千円
繰延税金資産合計	－千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等（人）	事業上の関係				
親会社	昭和ホールディングス株式会社	被所有 直接53.06	3	株式の保有	経営指導料の支払い（注１）	33,600	未払金	3,424
					資金の借入（注２）	2,823,500	関係会社短期借入金	2,755,000
					資金の返済（注２）	30,000		
					利息の支払（注２）	9,120	未払利息	8,999
子会社	Engine Holdings Asia PTE.LTD.	所有 直接100.00	1	株式の保有	資金の貸付（注２）	2,773,858	関係会社短期貸付金	2,773,858
						28,830	関係会社長期貸付金	135,300
					資金の回収（注２）	43,912		
					利息の受取（注２）	11,971	未収利息	14,420

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

(注２)資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	146円53銭
(2) １株当たり当期純損失	２円６銭

８．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資）

当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、昭和ホールディングス株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

１．発行新株式数	普通株式　7,768,000株
２．発行価額	１株につき金495円
３．払込金額の総額	3,845,160千円（全額現物出資の払込方法によるものであります。）
４．増加する資本金の額	1,922,580千円
５．払込期日	平成27年12月３日
６．割当先及び割当株式数	昭和ホールディングス株式会社　7,768,000株
７．現物出資財産の内容	昭和ホールディングス株式会社が当社に対して有する金銭債権　3,845,160千円 なお、上記のうち、1,090,517千円については、当社が平成27年11月13日に実行した借入によるものであります。
８．資金使途	ファイナンス事業への出資（新株予約権の行使費用）

連結計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

株式会社ウェッジホールディングス
　取締役会　御中

監査法人元和

指定社員 業務執行社員	公認会計士	塩野治夫 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川俊介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの平成26年10月１日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、昭和ホールディングス株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

株式会社ウェッジホールディングス
　取締役会　御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塩野治夫 ㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中川俊介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条 第2項 第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、昭和ホールディングス株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。ただし事業報告８頁に記載のとおり、取締役は、決算・財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備があると評価しており、内部統制の一部に不備があったことが認められます。これらの状況を踏まえ、取締役は内部統制の改善に取り組んでいる旨の報告を受けております。なお、当期の計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類の適正性には影響が生じておりません。

監査役会は、上記改善策の進捗状況を引き続き監視及び検証してまいります。

④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月20日

株式会社ウェッジホールディングス　監査役会

常勤監査役　菊地　克昌　㊞

社外監査役　近藤　健太　㊞

社外監査役　浜田　幸一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことにより、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行の定款第29条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、重複する規定について削除するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（機関）	（機関）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会	１．取締役会
２．監査役	２．監査等委員会
３．監査役会	（削除）
４．会計監査人	３．会計監査人

現行	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
（新設）	２ 当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２ 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２ 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ２ 取締役の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行	変更案
（取締役会の決議の方法） 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２ 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。	（取締役会の決議の方法） 第25条 （現行どおり） ２ 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第26条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規程） 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行	変更案
（取締役の責任免除） 第29条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２ 当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第30条 （現行どおり） ２ 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。
第５章 監査役および監査役会 （監査役の員数） 第30条 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除） （削除）
（監査役の選任） 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行	変更案
（監査役の任期） 第32条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第34条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 ２ 監査役全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第36条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行	変更案
（監査役の責任免除） 第39条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 ２ 監査等委員の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行	変更案
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第34条　監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（新設）	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計　算	第６章　計　算
（事業年度） 第40条 当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。	（事業年度） 第36条　（現行どおり）
（期末配当金） 第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第37条　（現行どおり）

現行	変更案
（中間配当金） 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項の規定に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第38条　（現行どおり）
（期末配当金等の除斥期間等） 第43条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２ 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない	（期末配当金等の除斥期間等） 第39条　（現行どおり）
	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、第14期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（８名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	此下竜矢（このしたたつや） （昭和47年３月22日生）	平成18年４月　United Securities PCL.最高経営責任者 平成20年６月　昭和ゴム株式会社（現　昭和ホールディングス株式会社）代表取締役最高経営責任者 平成21年６月　同社取締役兼代表執行役最高経営責任者（現任） 平成22年８月　明日香食品株式会社代表取締役 平成23年４月　Group Lease PCL.取締役（現任） 平成23年７月　明日香食品株式会社代表取締役社長（現任） 平成23年８月　当社代表取締役会長 平成25年10月　当社代表取締役社長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ホールディングス株式会社　取締役兼代表執行役　最高経営責任者 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL.取締役	26,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	田代 宗雄 （昭和47年９月16日生）	平成19年12月　当社代表取締役専務 平成20年５月　当社代表取締役社長 平成21年２月　Engine Holdings Asia PTE.LTD. 取締役（現任） 平成21年４月　Group Lease PCL.取締役（現任） 平成23年７月　明日香食品株式会社取締役 平成25年10月　当社取締役（現任） 平成25年10月　Group Lease Holdings PTE.LTD. 取締役（現任） 平成26年７月　Thanaban Co.,Ltd.取締役（現任） 平成26年７月　GL Finance PLC.取締役（現任） （重要な兼職の状況） Engine Holdings Asia PTE.LTD.取締役 Group Lease PCL.取締役 Group Lease Holdings PTE.LTD.取締役 Thanaban Co.,Ltd.取締役 GL Finance PLC.取締役	50,000株
3	大川 直人 （昭和47年８月12日生）	平成17年12月　株式会社ブレインナビ取締役 平成20年８月　当社執行役員（現任） 平成21年12月　当社取締役 コンテンツ事業担当（現任）	30,000株
4	重田 衛 （昭和21年４月30日生）	平成12年10月　昭和ゴム株式会社（現　昭和ホールディングス株式会社）執行役員副営業部長 平成13年６月　同社取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成19年６月　同社代表取締役社長 平成21年６月　同社取締役兼代表執行役社長（現任） 平成21年10月　株式会社ショーワコーポレーション(現株式会社ルーセント)取締役相談役(現任) 平成23年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ホールディングス株式会社　取締役兼代表執行役社長	0株
5	庄司 友彦 （昭和45年４月28日生）	平成13年６月　株式会社テレマックス監査役 平成13年６月　株式会社イーネット・ジャパン監査役 平成16年６月　株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長 平成18年５月　株式会社WAVE取締役 平成21年１月　新東京シティ証券株式会社取締役COO 平成21年６月　昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当（現任） 平成21年10月　昭和ゴム技術開発株式会社取締役 平成22年６月　明日香食品株式会社取締役（現任） 平成23年８月　当社取締役（現任） 平成24年１月　昭和ゴム株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ホールディングス株式会社　取締役兼執行役　総務・財務担当（現任）	20,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	佐田元 陵（さだもと りょう） （昭和47年11月29日生）	平成14年６月　株式会社クルーズ取締役 平成17年11月　有限会社レッドオーク取締役（現任） 平成20年８月　当社執行役員（現任） 平成21年７月　株式会社スピニング代表取締役 平成21年12月　当社取締役 平成22年７月　当社スピニング事業部長（現任） 平成22年７月　株式会社Pepto One Nutrition代表取締役（現任） 平成23年６月　株式会社ショーワコーポレーション(現株式会社ルーセント)取締役(現任) 平成23年６月　ショーワスポーツ株式会社取締役 平成24年12月　当社取締役(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社Pepto One Nutrition　代表取締役	30,000株
7	菅原達之（すがわらたつゆき） （昭和51年１月20日生）	平成22年１月　当社執行役員(現任) 平成22年11月　当社ゲームクリエイティブ事業部長 平成24年10月　当社ユニコン事業部ゼネラルマネージャー(現任) 平成26年12月　当社取締役（現任）	3,000株
8	畑中 稔（はたなか みのる） （昭和50年６月29日生）	平成22年１月　当社ブレインナビ事業部長 平成23年１月　当社執行役員(現任) 平成26年７月　当社カードゲーム事業部長(現任) 平成26年12月　当社取締役（現任）	9,200株

（注１）　各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
（注２）　此下竜矢氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の取締役兼代表執行役最高経営責任者であります。
重田衛氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の取締役兼代表執行役社長であります。
庄司友彦氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の取締役兼執行役総務・財務担当であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	近藤健太（こんどうけんた） （昭和44年12月21日生）	平成８年４月　弁護士登録 平成８年４月　山根法律総合事務所入所（現任） 平成14年12月　当社監査役（現任）	0株
2	西田一朗（にしだいちろう） （昭和16年３月20日生）	昭和39年４月　富士通株式会社入社 昭和49年10月　常磐ゴム株式会社入社 昭和50年10月　同社代表取締役社長 平成27年４月　同社代表取締役会長（現任）	0株
3	菊地克昌（きくちよしまさ） （昭和29年10月22日生）	平成21年10月　昭和ゴム株式会社食品医療用品部長 平成22年４月　同社取締役副社長 平成23年12月　当社監査役（現任） 平成24年１月　株式会社ショーワコーポレーション（現株式会社ルーセント）監査役（現任） 平成24年１月　ショーワスポーツ株式会社監査役 （重要な兼職の状況） 株式会社ルーセント　監査役	0株

（注１）　各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
（注２）　近藤健太氏は、社外取締役（独立役員）の候補者であります。
（注３）　近藤健太氏は、弁護士であり監査役の経験が長く、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって13年になります。
（注４）　近藤健太氏は、弁護士の資格を持ち、国内外他企業との提携や企業再編案件での経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待しております。なお、近藤健太氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断致します。
（注５）　西田一朗氏は、社外取締役の候補者であります。
（注６）　西田一朗氏は、経営者として長年の業務経験により、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。
（注７）　菊地克昌氏は、監査等委員である取締役の候補者であります。
（注８）　菊地克昌氏は、経営者として長年の業務経験により、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって４年になります。
（注９）　菊地克昌氏は、当社と親会社を同じくする株式会社ルーセントの監査役であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成13年11月１日開催の臨時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。つきましては、改めて、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、今後の経営体制の強化、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額80,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は８名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　取締役に対するストック・オプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役に対し、年額160百万円の範囲で、ストック・オプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

２．新株予約権発行の要領

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名、および監査等委員である取締役3名。

尚、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役への付与については、当社の取締役会の決定に基づいて実施される予定です。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式200,000株を上限とする。

但し、下記（３）に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（３）新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の総数は、2,000個を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株
式数を調整するものとする。

（4）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（6）本新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から２年を経過した日より７年間とする。

（7）本新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要し、それらのいずれの地位も喪失した場合は、本新株予約権は失効する。

③新株予約権の相続はこれを認めない。

（8）本新株予約権の取得条項

①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

（9）本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切

り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（11）その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、当社取締役会の決議により定める。

第７号議案　従業員に対するストック・オプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

２．新株予約権発行の要領

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員。

尚、当社従業員への付与については、当社の取締役会の決定に基づいて実施される予定です。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式70,000株を上限とする。

但し、下記（３）に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（3）新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の総数は、700個を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（4）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（6）本新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から２年を経過した日より７年間とする。

（7）本新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要し、それらのいずれの地位も喪失した場合は、本新株予約権は失効する。

③新株予約権の相続はこれを認めない。

（8）本新株予約権の取得条項

①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

（９）本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) その他

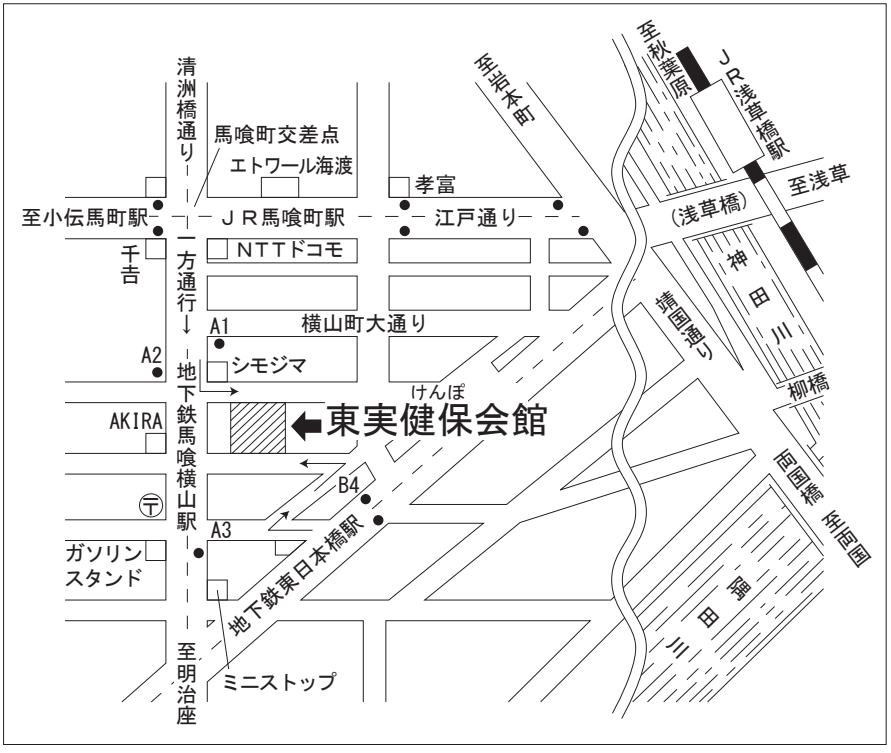
その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、当社取締役会の決議により定める。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

（会　場）東京都中央区東日本橋三丁目10番４号
東実健保会館　６階大ホール



（交　通）都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」Ｂ４出口　徒歩２分
総武本線「馬喰町駅」Ａ１出口　徒歩１分